

**第1回 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会
令和5年大市教委第2412号に関する部会会議 議事要旨**

1 日 時

令和6年1月24日（水曜日） 14時から15時55分まで

2 場 所

大阪市役所7階 市会第3委員会室

3 出席者

＜委員＞

藤木邦顕部会長、岸本由起子委員、澤村律子委員、西村淑子委員（委員五十音順）

＜大阪市教育委員会＞

総務部長、連絡調整担当課長、総務課長代理

4 議 題

- (1) 運営要綱の策定について
- (2) 調査審議計画及び調査手法の検討について
- (3) その他

5 議 事

（連絡調整担当課長）

ただいまから、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会令和5年大市教委第2412号に関する部会、第1回会議を開催いたします。

本日、部会長に進行をお渡しするまでの間、司会進行をさせていただきます、教育委員会事務局連絡調整担当課長でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

この第三者委員会は、本市の執行機関の附属機関に関する条例に基づき、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案につきまして、市長もしくは教育委員会からの諮問に基づき、事実関係の調査や、その結果に基づく是正及び再発防止のための意見具申を行っていただくことを目的に設置しているものでございます。

本部会につきましては、令和5年12月19日付で、教育委員会から第三者委員会へ諮問をさせていただいた事案の調査審議を行うために、同日付で第三者委員会の委員長により設置されたものでございます。

本日は、本部会の第1回の会議となりますが、まず部会委員の皆様を御紹介させていただいた後、本部会の運営要綱の策定について御議論いただきます。その後、本事案の調査審議計画や調査手法等について御議論をいただく予定としております。

なお、事案の調査審議を行うに当たりましては、当事者の個人情報等を取り扱うことに

なりますが、資料7の審議会等の設置及び運営に関する指針に基づき、本部会につきましても個人情報等の非公開情報を取り扱う場合には、会議を非公開とさせていただく必要があります。そのため、本日の会議におきましても、委員の皆様の判断に基づき、ある時点からは非公開とせざるを得ないと考えております。

それでは、部会長をはじめ、委員の皆様のお名前を御紹介させていただきます。

藤木邦顕部会長です。岸本由起子委員です。澤村律子委員です。西村淑子委員です。

なお、本部会の部会長につきましては、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則第6条第3項の規定に基づき、令和5年12月19日付で第三者委員会の藤木邦顕委員長が、自ら担われることとされた旨、伺っておりますので、この場で御報告申し上げます。

また、部会長代理につきましては、あらかじめ藤木部会長により澤村委員が指名されておりますことを併せて御報告申し上げます。

続きまして、会議の開催にあたり、総務部長より御挨拶を申し上げます。

(総務部長)

皆さん、こんにちは。

本日は、年初めの非常に御多用の折に、本部会の1回目の会議に御出席いただきましてありがとうございます。また、何より本市のいじめ対策に、第三者委員会の委員として、多忙な中、御協力いただいておりますことに感謝申し上げます。

御承知おきのとおりでございますが、大阪市教育局委員会におきましては、平成27年に、大阪市いじめ対策基本方針を定めまして、令和3年度に一部改正をして、この第三者委員会による初動調査を行っていただくこととしております。

今回の事案につきましても、初動調査を実施いただいたところでございますけれども、被害児童生徒の保護者の方から、詳細調査の実施のご希望がございましたので、本部会を設置いただくことになりました。

皆様方の専門的な見地からの御意見を賜りまして、調査の審議いただきます事案への適切な対応はもとより、今後の学校及び教育委員会の対応につきましても、改善に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、御挨拶とさせていただきます。

(連絡調整担当課長)

ありがとうございました。それでは議事に移ってまいります。

本部会の議事進行につきましては、第三者委員会規則第6条第4項により、部会長が行うものと定めております。

それでは恐れ入りますが、議事の進行の前に、藤木部会長から一言お願いいたします。

(藤木部会長)

部会長の藤木でございます。

本件につきましては、先ほど総務部長より御説明がございましたように、詳細調査が必要という事案で、改めて諮問がございました。初動調査の結果を踏まえて、今後、できる

だけ迅速にしかるべく調査をしていって、進めていきたいというふうに思っております。皆さんには、非常に御多忙中ですが、今後とも、御協力をよろしくお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

(連絡調整担当課長)

ありがとうございました。それでは、これからの議事進行は藤木部会長にお願いしたいと存じます。

(藤木部会長)

それでは審議に入りたいと思います。

まず議題(1)の運営要綱の策定ですが、これにつきましては、これまでに設置された部会の運営要綱を参考に、事務局において案の用意がございますので、では、これは事務局より先に御説明をお願いしたいと思います。

(総務課長代理)

本部会の運営要綱案を御説明いたします。資料5を御覧ください。

これまでに設置された部会の運営要綱と、基本的に同じ内容で作成しております。

まず、第1条におきまして、本要綱の趣旨を定めています。

次に、第2条におきまして、大阪市教育委員会からの諮問に基づき実施する調査審議の範囲を定めています。

第3条におきまして、ウェブ会議の方法による会議の開催について定めています。

第4条では会議の招集に関する手続について定めています。

第5条では会議の原則公開を定めるとともに、非公開とする場合、及び、その場合に必要の手続について定めています。

第6条では議事の進行について、第7条で関係者の出席、第8条で調査の実施、第9条で議事録の作成について定めています。

第10条において、部会は調査審議を終えた場合、その結果を報告書として取りまとめ、教育委員会と市長に提出するものとしています。

第11条では、委員の守秘義務を規定しています。

第12条では、委員が大阪市や調査事案の当事者との間に利害関係が生じた場合の報告義務について規定しています。

第13条では、本要綱に定めること以外に、部会の運営に関し必要な事項が生じた場合について定めています。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(藤木部会長)

ありがとうございました。

委員の皆様からは、先ほどの御説明のありました運営要綱案についての御質問等はありませんでしょうか。

(委員) ございません。

(藤木部会長)

特によろしいですか。はい。特に異議がないようですので、事務局から提示をされております運営要綱案を採択をして、本部会の運営要綱といたします。

今、採択された運営要綱の中に、部会の公開についての規定がありましたけれども、全部会共通の傍聴要領について、事務局から簡単に御説明をお願いいたします。

(総務課長代理)

本委員会の傍聴要領について御説明いたします。資料6を御覧ください。

先ほど策定いただきました運営要綱第5条におきまして、本部会は個人情報を取り扱う場合を除き、原則公開することとしております。

資料6の傍聴要領は一定のルールの下で市民の皆様に傍聴していただくというもので、第1項において傍聴に当たっての手続、第2項において傍聴者の遵守事項、第3項において会議の秩序維持といった一般的なものを規定しております。

簡単ではございますが、傍聴要領の説明は以上でございます。

(藤木部会長)

ありがとうございました。それでは、傍聴要領については、これは特に採択ではないんですね。こういうふうな要領がありますよということですね。

(総務課長代理)

はい。

(藤木部会長)

それでは、議題(2)の調査審議計画及び調査手法の検討に進み、調査対象事案の審議に入っていきたいと思います。

初めに、今後の調査審議計画について議論をしていきたいと思いますが、本件事案の内容を踏まえて検討をすることになりますので、資料7、審議会の設置及び運営に関する指針の2ページの、第7の1(1)のア、個人に関する情報であって、という部分ですね。この個人に関する情報を取り扱うこととなりますので、ただいまより、本部会の会議を非公開の扱いにさせていただきたいと思います。皆様、それでよろしいでしょうか。

(岸本委員)

異議ございません。

(藤木部会長)

それでは、今後の審議につきまして、非公開といたします。

- ・ 調査審議計画及び調査手法について検討を行った。
- ・ 今後のスケジュールについて検討を行った。